

仕様書

1 委託業務名

唐津みなと芝生公園等整備事業業務委託

2 目的

唐津港の東港地区においては、来訪者が集い、交流する場としての役割を持つ「交流ゾーン」と位置付けて、快適で魅力ある芝生広場の整備を進めている。国の唐津港湾合同庁舎の移転に伴い現在未利用の土地となっている跡地をフェリーターミナル周辺の既存の芝生広場と一体となるよう拡張し交流ゾーンのメイン施設としての魅力向上を図る計画である。本委託では、芝生広場の整備にあたり昨年度作成した基本構想に基づいて、運営企画の検討、基本計画の策定及び設計監修、施工監修等を行うことを目的とする。

3 業務の内容

本委託では、次の事業の実施等にかかる業務を委託する。

A. 運営企画業務

(1) ニーズ調査（スポーツ団体を対象としたサウンディング型調査）

- ・ヒアリング実施要領の作成
- ・ヒアリング調査の実施
- ・調査結果のとりまとめ

(2) 管理運営の検討

- ・管理運営手法の検討
- ・管理運営体制の検討
- ・検討結果のとりまとめ

B. 基本計画業務

(1) 基本計画策定

- ・事業内容の把握
- ・ニーズ調査結果の把握
- ・ニーズ調査結果に基づく基本構想の再検討・修正
- ・将来展開を見据えた付加機能（広場コンテンツ等）の配置・動線計画
- ・付加機能の展開を前提とした基盤整備計画
 - ① 芝生整備計画
 - ② デッキ整備計画
 - ③ 通路・動線整備計画
 - ④ 電気設備計画（イベント用電源、照明）
 - ⑤ 機械設備計画（イベント用給排水）
 - ⑥ その他

(2) 概算事業費等の検討

- ・整備工事に係る概算費用の検討

(3) 計画意図伝達

- ・基本設計、実施設計者への基本計画意図の伝達

(4) 協議・打合せ

- ・発注者への報告及び、協議・打合せ（場所：オンライン） 適宜開催
- ・事業関係者等との会議への出席（場所：唐津市内） 1回/月 程度

C. 監修業務

- (1) 事業の把握
 - ・事業内容の把握
 - ・ニーズ調査結果の把握
- (2) 設計監修
 - ・基本設計・実施設計者への助言
- (3) 施工監修
 - ・改修整備工事施工者への助言
- (4) 協議・打合せ
 - ・発注者への報告及び、協議・打合せ (場所：オンライン) 適宜開催
 - ・事業関係者等との会議への出席 (場所：唐津市内) 1回/月程度

4 委託金額

10,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする

5 履行期間

本業務の履行期限は、契約締結の日から令和6年3月15日までとする

※下記成果品(2)については令和5年11月30日まで、
(1)(3)については令和6年3月15日までに提出するものとする

6 成果品

本業務の成果品及び提出期限は以下の通りとする。

- (1) 運営企画業務報告書 A4版 紙媒体ファイル綴じ及び電子記録媒体(CD-R等) 2部
成果品内容 ① ニーズ調査結果資料
② 管理運営の検討結果資料
- (2) 基本計画図面等 A3版 紙媒体ファイル綴じ及び電子記録媒体(CD-R等) 2部
成果品内容 ① 改修イメージ図
② 改修計画図
③ 工事概算書
- (3) 監修報告書 A4版 紙媒体ファイル綴じ及び電子記録媒体(CD-R等) 2部

7 委託料の支払い方法

本業務の委託料は、業務完了後に支払うものとする。

8 法令等の遵守

- (1) 契約書に添付する「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守すること。なお、個人情報の取扱いについても契約書に添付する「個人情報取得特記事項」を遵守すること。
- (2) 佐賀県セキュリティポリシーに従い、組織全体のセキュリティを確保するとともに、本業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。
- (3) 民法(明治29年法律第89条)、刑法(明治40年法律第45号)、著作権法(昭和45年法律第48号)、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)等の関係法規を遵守すること。
- (4) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

9 業務の再委託

本業務委託の再委託は認めない。ただし、業務の一部についてあらかじめ委託者から書面による承諾を得た場合においては、この限りではない。

10 機密の保持

- (1) 本業務を実施するにあたり、委託者から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を第三者に開示または本業務に係る作業以外の目的で利用してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報は、除くものとする。
 - ・取得した時点で、既に公知であるもの
 - ・取得後、自らの責によらず公知となったもの
 - ・法令等に基づき開示されるもの
 - ・委託者から秘密でないと指定されたもの
 - ・第三者への開示または本業務に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に委託者と協議の上、承認を得たもの
- (2) 委託者の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製してはならない。
- (3) 本業務に係る作業に関与した者が異動した後においても、機密が保持されると措置を講じるものとする。

11 その他の留意事項

- (1) 受託業者が本業務委託により生じた成果品の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は委託者に帰属するものとし、委託者は成果品を無償で自由に二次利用できるものとする。同時に、制作者は委託者に対して著作権人格者権を行使しないものとする。
- (2) 本業務の遂行に当たり、第三者が所有する権利を用いる場合においては、権利関係の処理等を適切に行うこと。
- (3) 本業務の遂行に当たり疑義等が発生した場合においては、詳細を委託者へ報告の上、必要に応じて協議を行うものとする。
- (4) 本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは、委託者と協議の上、変更することができるものとする。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、委託者と協議の上、決定するものとする。